

住宅建築物耐震化計画 —吹田市耐震改修促進計画—

目標達成のための具体的な取組み

【危険を知る仕組みづくり】

- ・耐震診断未実施者への耐震診断の推進
- ・情報提供・啓発の促進
- ・防災知識の向上と関連する耐震化促進
- ・地元組織や自主防災組織との連携
- ・一時避難地・緊急交通路周辺における取組み

耐震化の推進にあたっては、まず耐震診断を実施して自宅や建築物の危険度を正しく認識することが重要です。耐震診断の方法などについて機会をとらえて啓発活動を実施するとともに、災害に対する意識向上のため、防災情報等の周知を図ります。

【安心できる仕組みづくり】

- ・相談体制の整備や戸別訪問等による直接的な啓発、フォローアップ
- ・大阪府や建築団体と連携した耐震化促進
- ・信頼できる耐震改修工法・手法の普及
- ・各種認定制度による耐震化促進
- ・耐震リフォームに関するセミナー等の実施

安心して耐震化を進められるよう相談体制を充実させるほか、府や建築関係団体と連携して積極的な情報提供を進め、耐震改修に対する信頼性の確保に努めます。

【効果的な耐震化に向けた仕組みづくり】

- ・木造住宅、分譲マンション耐震化のための補助制度等の支援
- ・リーフレットによる補助制度の情報提供
- ・リフォームに併せた耐震改修の誘導
- ・経済的な耐震改修等の方策の促進

所有者の費用的、労力的負担軽減のため、補助制度等の支援を進めるとともに、所有者のニーズやライフスタイルに応じた耐震化の方策を誘導します。

【地域特性に着目した施策の展開】

- ・木造住宅が集積した地域への取組み
- ・液状化が考えられる地域への取組み
- ・モデル地区での施策実施結果に基づいた取組み

良質なストックを蓄積するという観点から、都市の発展形式からみた市街地の特性に応じた耐震化の方策を誘導します。

【耐震改修促進法等に基づく取組み】

- ・ブロック塀等の安全確保に関する事業の推進
- ・対象建築物ごとによる関係法令に基づく指導等

耐震改修促進法に基づく所管行政庁としての取組みを進めます。

これまでの取組みや現状を踏まえ、段階に応じた促進方法の見直しなど、社会情勢に伴った施策を実施します。

推進体制の整備

- ・住宅・建築物の所有者、関係団体等との役割分担
- ・庁内関連部局との連携
- ・大阪建築物震災対策推進協議会との連携
- ・関係団体との連携
- ・自治会、自主防災組織、大学等との連携

耐震化の推進

計画策定の背景

平成7年（1995年）1月に発生した阪神・淡路大震災では、本市においても1名の尊い命が奪われるとともに、家屋の全半壊318棟、一部損壊10,254棟の被害を受けました。

これを受け、既存建築物の耐震改修を促進し地震による建物被害を軽減するため、平成9年度（1997年度）に「吹田市既存建築物耐震改修促進実施計画」を定め、平成19年度（2007年度）には住宅・建築物の耐震診断や耐震改修の促進を目的として「吹田市耐震改修促進計画」を策定しました。

その後も、平成23年（2011年）に発生した、日本の地震観測史上最大となるマグニチュード9.0を記録した東日本大震災をはじめとして大規模地震が相次いで発生しているほか、南海トラフ沿いで発生する海溝型地震についてもその切迫性が指摘されており、これらに対する備えが急務となっています。

さらに、平成30年（2018年）6月の大阪府北部地震においてブロック塀倒壊による人的被害があったことを受けて、平成31年（2019年）1月1日に耐震改修促進法施行令の一部改正施行され、通行障害建築物についてブロック塀に関する取扱いが加わることになりました。

こうした社会情勢の変化を踏まえ、本市においても、大阪府が令和3年（2021年）3月に改定した「住宅建築物耐震10ヵ年戦略・大阪」に基づき、「住宅建築物耐震化計画（吹田市耐震改修促進計画）」の見直しを実施しました。

基本方針と計画の期間

【基本方針】

阪神・淡路大震災や東日本大震災のような大規模広域災害が発生した際には、行政による「公助」には限界があることから、近年ではとりわけ「自助」の大切さが注目されるようになっていきます。

住宅・建築物の所有者は、自分自身の生命・財産を守るためだけでなく、まちの被害を軽減する意味でも、耐震化を自らの責任として捉え、自主的に取り組むことが基本となります。

耐震性の向上により、災害に強いまちの形成やより多くの市民の生命・財産の保護が可能となることを踏まえ、本市では、所有者による耐震化の取組みをできる限り支援していきます。

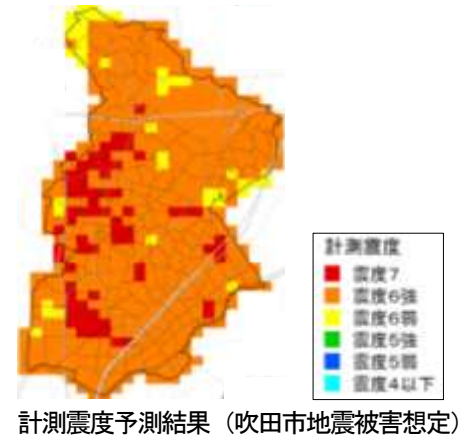
【計画の期間】

平成28年度（2016年度）から令和7年度（2025年度）までの10年間とします。

被害想定と耐震化の現状

本市で被害が最も大きいと予想されているのが上町断層帯地震であり、マグニチュード7.5程度、今後30年以内の発生確率は2～3%と予測されています。

上町断層帯地震が発生した場合、市域のほぼ全域にわたって震度6強、一部地域で震度7という広範囲での大きな揺れに伴い、建築物の被害は、市域の約4割で被害率が30%以上、南部や南東部の一部地域では50%を超えるとも想定されています。



【住宅の耐震化の現状】（令和2年度（2020年度））

	合計	耐震性を満たす	耐震性が不十分
戸数	175千戸	159千戸(91%)	16千戸(9%)
木造戸建住宅	41千戸	33千戸(81%)	8千戸(19%)
共同住宅等	134千戸	126千戸(94%)	8千戸(6%)

【多数の者が利用する建築物等（民間）の耐震化の現状】（令和2年度（2020年度））

	合計	耐震性を満たす	耐震性が不十分	耐震性が未確認
棟数	2,474棟	1,903棟(77%)	35棟(2%)	536棟(21%)

【市有建築物の耐震化の現状】（令和2年度（2020年度））

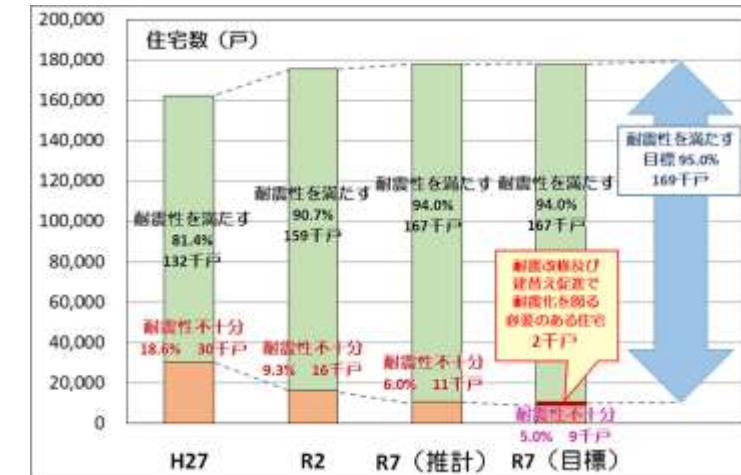
	合計	耐震性を満たす	耐震性が不十分
棟数	164棟	157棟(96%)	7棟(4%)

※全ての市有建築物の棟数を含む耐震化率は98%（非木造2階または床面積200㎡以上の建築物）

目標

【住宅】令和7年度（2025年度）までに95%

令和2年度（2020年度）時点の住宅の耐震化率90.7%に対し、令和7年度（2025年度）に95%とすることを目標とします。耐震化率95%を達成するためには、戸建て住宅及び共同住宅等において耐震改修等の実施件数を今後5年間で約2千戸上乗せする必要があります。耐震化のスピードアップを図ります。



【多数の者が利用する建築物等（民間）】

大規模建築物（耐震診断義務づけ建築物）：令和7年度（2025年度）までにおおむね解消

特に重要性の高い大規模建築物は、11棟中3棟の耐震性が不十分であるため、令和7年度（2025年度）までにおおむね解消することを目標とします。

他の多数の者が利用する建築物等（民間）については、所管ごとの用途で示された目標の設定や現状値に即し、持続的に耐震化促進を図ります。

【市有建築物】耐震性の不十分な建築物の解消

残存する耐震性の不十分な建築物について、所管ごとに対策を検討し解消していきます。